

新所家屋代トシテ倉一千五百同ノ銘山側ニ置キ
コトハ如何

ト新所家屋代ノ之案ヲ決メテハ之ハ天啓易ニ由リ得ヤナリ
ニテ以テ之ノ見地ニ至リテ之ノ罪業ヲ持渡ノ如ク置キ
テ持渡リタルノ案合者百五十元名中持渡ラレハ之ハ
ハテ之ノ否トスルセシテ十五元名ニテ持渡ラレハ之ハ
此ノ大タリテ之ノ見地ノ青梯トモナリ

細ウハ破産者側ニ持来銘山ト封峙スルニ因テ之
ノ案ヲアリヤ●アリトセバ五ノ人ニ移力ノ度換スル
テラシト追及コトハ知何等答言スルテ一十ノカナル
ニ移派ノ如勢ニ依リテ之ノ青梯トモナリ之ノ移力ノ度
スルニ決メテ之ノ罪業ヲ持渡ラレハ之ハ

二 銘山側

二 銘山側
殊留坂夫等ノ出部状次

出部	罪業	病休	取在員
五日 一三四	二四九	三六	五一九
六日 一四五	二四三	三一	リ
七日 一四七	二三九	三一	リ

而シテ一重刑停者側アリ申込メタル前記各種系
件申事新所家屋ノ屋一十田ニテ留收シ其ノ他ハ
酒停ニシテスハ之ノ決メタルカ之ノ代メニ之ノ後
ニ對シ割付ノ如キ入改折書給書ヲ換ルコトヲ附取シ
又

三 解決